

# ○鈴鹿工業高等専門学校における教育・研究施設の有効活用に関する規則

令和6年4月10日  
規則第122号  
最終改正令和7年3月24日

## 鈴鹿工業高等専門学校における教育・研究施設の有効活用に関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校学則(平成16年4月1日学則第1号。以下「学則」という。)第5条の規定する独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校(以下「本校」という。)の共有財産である教育・研究施設の有効活用を図り、本校の総合的かつ長期的な運営の視点から、教育・研究・社会貢献等を弾力的に行うためのスペース(以下「弾力的活用スペース」という。)の確保・運用及び学科等が使用する全ての施設(弾力的活用スペースを含む。以下「学科等使用施設」という。)の持続的な維持管理に係る財源確保のための制度(以下「スペースチャージ制度」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 弾力的活用スペースは、本校全体としてのプロジェクトや共同研究(産学官協働研究室含む。)及び競争的外部資金を獲得したプロジェクト研究のうち、本学の研究成果及び人的資源等を活用した事業を行う教員に対して、弾力的にスペースを提供することにより、時代に即応した新たな教育・研究等の推進を図ることを目的とする。

2 スペースチャージ制度は、学科等使用施設を有効的かつ効果的に機能させるための財源を将来にわたり持続的に確保することを目的とする。

### (区分の指定)

第3条 一元的なスペース管理を行うため、あらかじめ弾力的活用スペース区分を指定する。

2 弾力的活用スペース区分の指定については別に定める。

### (面積規模)

第4条 次の各号に掲げる場合の学科等使用施設的面積規模は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 既存の区画(部屋割)の空きスペースを利用する場合 空きスペースの面積の全部

(2) 整備又は組織改編に伴い跡地スペースを生じた場合 跡地スペースの面積の全部

2 前項各号に掲げる面積は、廊下、階段、便所等の共通部分を除いたものとして、利用可能な面積とする。

### (使用の条件)

第5条 弾力的活用スペースは、キャンパス整備・マネジメント委員会の議を経て運営会議に報告することで、本校教員等に使用を許可することができる。

### (使用期間)

第6条 弾力的活用スペースは、期間を定めて使用を許可するものとし、その期間は原則として

1年を超えないものとする。

2 前項の期間は、使用目的等に応じて決定するものとする。

(使用の申請及び許可)

第7条 弾力的活用スペースの使用を希望する本校教員等は、別に定める使用申請書(別記様式第1号)により校長に申請し、使用の許可(別記様式第2号)を得なければならない。

2 弾力的活用スペースの使用にあたり、複数の申請がある場合における使用者の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 第1順位 産学官協働研究室
- (2) 第2順位 機構本部全体及び学校全体としてのプロジェクト
- (3) 第3順位 科学研究費補助金事業及び競争的外部資金事業
- (4) 第4順位 企業との共同研究(第1順位を除く)
- (5) 第5順位 教員の自己資金(公費、寄附金等)による研究

(使用料金等)

第8条 学科等使用施設を使用する教員等(以下「使用教員等」という。)は、使用を許可されたときは、第6条に定める許可された使用期間の料金(以下「使用料金」という。)を、所定の期日までに前納しなければならない。

2 前項の使用料金は、校長が特に必要と認めた場合は、免除することができる。

3 学科等使用スペースは、本校の教育・研究活動支援を目的とするため、使用料金を徴収しない。

4 スペースチャージの額は、対象面積に対し、1㎡当たり年間10,000円とする。

5 既納の使用料金は、原則として返還しない。

6 学科等使用施設での研究等に必要な工作物・設備等の設置に要する経費は、使用教員等が負担する。

(使用期間の変更)

第9条 弾力的活用スペースの使用を許可された教員等(以下「弾力的活用スペース使用教員等」という。)は、使用を許可された期間満了後も当該弾力的活用スペースを継続して使用するときは、新たに第7条の申請を行い、使用の許可を得なければならない。

2 弾力的活用スペース使用教員等は、使用期間を短縮又は使用を中止しようとするときは、任意様式にてその理由を付し、速やかに校長に届け出なければならない。

(使用目的の変更)

第10条 弾力的活用スペース使用教員等は、弾力的活用スペースを許可された目的以外の用途に使用しないものとし、やむを得ず許可された目的以外の用途に使用しようとするときは、別に定める使用目的変更願(別記様式第3号)により校長に申請し、使用目的の変更の許可(別記様式第4号)を得なければならない。

(施設又は設備等の変更)

第11条 弾力的活用スペース使用教員等は、研究等の遂行上、やむを得ず施設又は設備等に大幅な変更を加えるときは、任意様式にてその理由を付し、速やかに校長の許可を得なければならない。

2 前項の変更に係る費用は、弾力的活用スペース使用教員等が負担するものとする。

(管 理)

第12条 弾力的活用スペース使用教員等は、使用を許可された弾力的活用スペースのうち、使用するスペースの管理を行うものとする。

2 前項の弾力的活用スペース使用教員等が使用するスペース以外の弾力的活用スペースの使用されていない期間中の管理は、本校不動産管理事務取扱規則(平成25年3月7日改正規則第56号)第2章不動産の管理により、不動産共用責任者が行うものとする。

3 弾力的活用スペース使用教員等は、施設及び設備等を常に適切な管理のもと、使用しなければならない。

(使用許可の取消し)

第13条 弾力的活用スペース使用教員等がこの規則及び使用許可条件に違反したときは、校長はその使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

2 前項に定めるもののほか、本校において特別の必要が生じたとき及び弾力的活用スペースの運用上特に必要があるときは、校長はその使用の許可を変更し、又は取り消すことができる。

(報告)

第14条 校長は、弾力的活用スペース使用教員等に対して、その使用状況について報告を求めることができる。

(原状回復)

第15条 弾力的活用スペース使用教員等は、使用期間が終了したとき又は第15条第1項若しくは第2項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を中止したときは、使用していた弾力的活用スペースを直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第16条 弾力的活用スペース使用組教員等は、故意又は重大な過失により、弾力的活用スペースの施設及び設備等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第17条 弾力的活用スペースに関するスペースチャージ制度等の手続き事務は、総務課総務企画係において、使用料金等の出納事務は、総務課財務・経理係において処理する。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、この規則の運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月10日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

年 月 日

鈴鹿工業高等専門学校における教育・研究施設の有効活用に関する使用申請書

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

申請者

所属：

職名：

氏名：

連絡先 (TEL)：

下記のとおり弾力的活用スペースを使用したく申請します。

なお、使用にあたっては鈴鹿工業高等専門学校における教育・研究施設の有効活用に関する規則(令和6年規則第 号)に定める遵守事項等を厳守します。

記

弾力的活用スペース名称	
使 用 目 的	
使 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
使 用 予 定 人 数	名
使 用 責 任 者	
予 算	
そ の 他	

年 月 日

鈴鹿工業高等専門学校における教育・研究施設の有効活用に関する使用許可書

殿

鈴鹿工業高等専門学校長

年 月 日付けで申請のありました本校の教育・研究施設の有効活用に関する使用申請について、鈴鹿工業高等専門学校における教育・研究施設の有効活用に関する規則(令和6年規則第 号)に定める遵守事項等を厳守することを条件として、下記のとおり許可します。

記

弾力的活用スペース名称	
使 用 目 的	
使 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
使 用 予 定 人 数	名
使 用 責 任 者	
使 用 料 金	円(光熱水費含む)
使 用 料 納 付 期 限	年 月 日
使 用 料 納 付 場 所	別紙請求書のとおり
そ の 他	

年 月 日

鈴鹿工業高等専門学校における教育・研究施設の有効活用に関する使用目的変更願

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

申請者

所属：

職名：

氏名：

連絡先 (TEL)：

年 月 日付けで貴校から使用を許可された弾力的活用スペースを許可された目的以外の用途で使用しますので、鈴鹿工業高等専門学校における教育・研究施設の有効活用に関する規則(令和6年規則第 号)第12条により申請します。

記

弾力的活用スペース名称	
使 用 目 的 変 更 理 由	
そ の 他	

年 月 日

鈴鹿工業高等専門学校における教育・研究施設の有効活用に関する使用目的変更許可書

殿

鈴鹿工業高等専門学校長

年 月 日付けで申請のありました弾力的活用スペースの使用目的変更について、  
下記に示す条件を付して許可します。

記

弾力的活用スペース名称	
使用目的変更に関する 条 件	
そ の 他	